

p248 「一問一答」

1. 薬局開設者又は店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならないこととされている。
2. 漢方処方製剤の場合、構成生薬個々の作用を個別に挙げて説明することは広告として不適当である。
3. 図画・写真を掲げて効果を表現して広告することは、事実であれば、問題ない。
4. 誇大広告等や承認前の医薬品等の広告の禁止は、広告等の依頼主だけでなく、その広告等に関与するすべての人が対象となる。
5. チラシやパンフレット等の同一紙面に医薬品と、それ以外の食品や化粧品が掲載されていてはならない。
6. 一般用医薬品の販売広告には、テレビ、ラジオ、新聞、チラシは含まれるが、ダイレクトメールは含まれない。
7. 医薬品を懸賞や景品として授与することは、いかなる場合も認められない。
8. キャラクターグッズ等の景品類を提供して販売することは、いかなる場合も認められない。
9. 効能効果が重複する組合せや、相互作用等により保健衛生上の危害を生じるおそれのある組合せは組み合わせて販売することは不適当である。
10. 都道府県知事等は、薬事監視員に、不良医薬品の疑いのある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。
11. 都道府県知事は、医薬品の販売業について、薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反する行為があった場合は、期間を定めて業務の停止を命ずることができる。
12. 薬事監視員に対して登録販売者が虚偽の答弁をした場合、「50 万円以下の罰金に処することとされている。
13. 未承認の医薬品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告は禁止されている。

【解答】

1. ○
2. ○ 漢方処方製剤の効能効果は、配合されている個々の生薬成分が相互に作用してもたらされるため。
3. × 効能効果等の保証表現となるため不適当である。
4. ○
5. × 同一紙面に併せて掲載すること自体は問題ない。
6. × ダイレクトメール、POP 広告等も含まれる。
7. × 不当景品類及び不当表示防止法の限度内であれば認められる。
8. × 不当景品類及び不当表示防止法の限度内であれば認められる。
9. ○
10. ○
11. ○
12. ○
13. ○